

# 令和4年度認定こども園及び保育所地域子育て支援事業に関する補助金について（ご案内）

認定こども園及び保育所については、地域における子育て支援を積極的に行うように努めることが求められており、地域子育て支援における役割は大きなものになっています。

横浜市では、認定こども園及び保育所が地域に向けて実施する子育て支援を一層推進していただくため、育児講座の開催や施設（保育室、遊戯室、園庭等）開放等の取組に対して補助金を交付しています。

この補助金を御活用いただき、子育て支援に関する取組を積極的に展開いただきますよう、お願いいたします。認定こども園及び保育所地域子育て支援事業は、以下の要綱、要領、規則に則って実施していただきます。

- ・横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要綱
- ・横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要領
- ・横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金交付要綱
- ・横浜市補助金等の交付に関する規則

補助金の交付対象については、「横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金交付要綱」第3条第2号及び第4条第3項の別表1に掲げる事業を実施するにあたり必要な経費とします。改めて要綱、要領、規則をご確認いただき、事業内容について精査していただきますようお願いいたします。

なお、当該補助金の交付は、本事業実施に係る令和4年度予算案が、横浜市議会において可決されることを停止条件とします。

## 1 事業の目的

認定こども園及び保育所地域子育て支援事業は、

**子育ての不安感・負担感の解消**や、

**家庭の療育力、地域の育児力の向上**を図るため、

認定こども園及び保育所の資源を活用して、地域子育て支援の場を提供するものです。

## 2 補助事業者

- ・認定こども園（幼保連携型）  
※認定こども園（幼稚園型）については、当事業ではなく「私立幼稚園等はまっ子広場事業」の対象となります。
- ・私立保育所

## 3 事業内容と留意点

### 1 事業の対象者（横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要綱第2条）

**【対象者】** 未就学児童とその保護者。

認定こども園及び保育所に在園する児童とその保護者は含みません。

- ・在園児とその保護者のみの行事や、在園児と地域の高齢者との交流事業など、地域の未就学児とその保護者が対象に入っていない行事は補助対象にはなりません。

事業の対象には、必ず地域の（在園児ではない）未就学児とその保護者を入れてください。

- ・地域の未就学児とその保護者が、在園児といっしょに参加する講座、交流保育等は補助対象となります。ただし、その場合に、結果的に在園児だけの参加とならないよう、対象者に広く行事の周知をし、参加を募っていただくようお願いいたします。

## 2 事業の内容

### (1) 事業及び補助の内容

(横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金交付要綱第3条・第4条別表1)

**【事業内容】** 補助対象事業には、以下の表に示す2つのメニューがあります。どちらかを選択し、そのメニューに含まれる3つの事業（育児講座、交流保育、施設の地域開放）について、それぞれ基準回数以上実施します。

メニュー	実施事業	実施回数の基準	補助金額の上限額
1	育児講座	年1回以上	15万円
	交流保育	年3回以上	
	施設の地域開放	年30回以上	
2	育児講座	年3回以上	15万円
	交流保育	年3回以上	
	施設の地域開放	年12回以上	

### (2) 育児講座及び交流保育実施にあたっての留意点

(横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要領第8条・第9条)

**【実施目的】** 子育てに関する講座の受講や、同年代の子どもと関わる我が子の姿に触れることで、保護者の子育てに対する理解が進み、子育ての不安や悩みが解消されることを目的として実施します。

- ・開催日及び開催時間は、保護者等が参加しやすいように配慮して設定を行ってください。
- ・実施目的に沿ったテーマ、形式等で企画してください。
- ・育児講座は、必要に応じて地域ケアプラザ等の関係機関との共催、又は複数の認定こども園及び保育所との合同開催が可能です。

### (3) 施設の地域開放にあたっての留意点

(横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要領第10条)

**【実施目的】** 子育て中の保護者とその児童等が集い、相互に交流する場として継続的に提供し、子育て中の保護者の閉塞感、孤立感を緩和することにより、子育ての不安や悩みの解消を目的として実施します。

- ・実施時間は保護者等が参加しやすいように配慮して設定を行ってください。

## 3 事業の周知

事業内容は、チラシの作成・配布、HP掲載等、可能な限り広く周知をお願いします。

## 4 補助金についての留意事項

### 1 補助金の使途等

#### (1) 使途 (横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金交付要綱第4条別表2)

- ・補助金は、本事業の実施に要する経費のうち利用者から徴収した実費を除いたものとし、以下に掲げる経費に使用できます。
- ・経費は、当該事業実施にあたって真に必要なものに限ります。茶菓代等は補助の対象とはなりませんので、利用者から実費徴収する等の対応をお願いします。

## 【補助対象経費】

経費	使途の例
(1) 賃金及び謝金	育児講座等に係る講師謝金 施設の地域開放に係る付添者の謝金
(2) 旅費	出張等の交通費
(3) 需用費	消耗品の購入費 印刷製本費
(4) 役務費	通信運搬費 保険料
(5) 委託費	看板制作、会場設営等の委託費
(6) 使用料及び賃借料	会場、物品等を借用する場合の使用料
(7) 原材料費	道具等を製作する場合の原材料費
(8) 備品購入費	備品の購入費
(9) 負担金	会費、参加費、賛助・協力金等の負担金

### (2) 収支予算書・決算書作成の留意点

- ・必ず、経費の説明（使途、積算内訳）を記載してください。
- ・積算根拠を明確にするために、単価と個数を（@〇〇円×〇個など）も必ず記載をお願いします。

### (3) 事業実施に係る経費の領収書について

（横浜市補助金等の交付に関する規則第26条、第14条第1項第4号及び第5号）

（横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金交付要綱第16条）

- ・事業実施に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿並びに領収書等につきましては、5年間保存してください。必要に応じて、提示をご依頼する場合があります。
- ・事業実施に係る支出で1件の金額が100,000円以上のものについては、実績報告の際に当該支出を証する書類又はその写し（領収書等）を添付していただくことになっています。

## 5 令和4年度分 補助金申請手続きの流れ

① 補助金交付申請



② 交付決定通知



③ 実績報告



④ 補助金額の確定通知

**令和4年2月10日（木）～2月25日（金）厳守**  
**提出先→各区福祉保健センターこども家庭支援課**

区から補助金の交付決定通知を、各園に送付します。

令和4年度の事業終了後、各区こども家庭支援課に提出してください。  
提出期日は令和4年度末に各区こども家庭支援課からご連絡する予定です。  
様式については、申請書類と同じアドレスに掲載する予定です。

区から補助金額の確定通知を、各園に送付します。

※補助金の交付にあたっては、別途、第17号様式の請求書を各区こども家庭支援課に提出してください。請求書の提出時期は各区こども家庭支援課に御確認ください。

様式については、申請書類と同じアドレスに掲載する予定です。

### 【参考：令和3年度に補助交付が決定されている園】

**令和4年4月8日（金）**までに、各区こども家庭支援課に実績報告書を提出してください。  
最新の様式は、申請書類と同じアドレスに掲載しています。

## 6 令和4年度補助金申請の提出書類

- ① 第2号様式 補助金交付申請書
- ② 第6-1号様式 事業計画書（育児講座）
- ③ 第6-2号様式 事業計画書（交流保育）
- ④ 第6-3号様式 事業計画書（施設の地域開放）
- ⑤ 第7号様式 収支予算書

※ 実施園につきましては、園名等の情報をこども青少年局のホームページ上に掲載します。

※ 当事業について、他の補助金等と重複して受給することはできません。

### ●提出書類についてのお問い合わせ・提出先

各区役所こども家庭支援課 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業 担当者 宛

区名	所在地	電話番号	区名	所在地	電話番号
鶴見区	〒230-0051 鶴見中央 3-20-1	510-1797	金沢区	〒236-0021 泥亀 2-9-1	788-7753
神奈川区	〒221-0824 広台太田町 3-8	411-7046	港北区	〒222-0032 大豆戸町 26-1	540-2340
西区	〒220-0051 中央 1-5-10	320-8472	緑区	〒226-0013 寺山町 118	930-2332
中区	〒231-0021 日本大通 35	224-8198	青葉区	〒225-0024 市ヶ尾町 31-4	978-2428
南区	〒232-0024 浦舟町 2-33	341-1149	都筑区	〒224-0032 茅ヶ崎中央 32-1	948-2472
港南区	〒233-0003 港南 4-2-10	847-8498	戸塚区	〒244-0003 戸塚町 16-17	866-8485
保土ヶ谷区	〒240-0001 川辺町 2-9	334-6397	栄区	〒247-0005 桂町 303-19	894-8410
旭区	〒241-0022 鶴ヶ峰 1-4-12	954-6173	泉区	〒245-0024 和泉中央北 5-1-1	800-2413
磯子区	〒235-0016 磯子 3-5-1	750-2435	瀬谷区	〒246-0021 ニツ橋町 190	367-5782

### ●事業についてのお問い合わせ

横浜市こども青少年局 子育て支援課 矢原、成田、藤原

TEL 671-4157 E-Mail: [kd-kosodate@city.yokohama.jp](mailto:kd-kosodate@city.yokohama.jp)

●要綱・申請書様式を次のアドレスから入手してください。入手できない場合、上記まで御連絡ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/kosodate-hiroba/youkou.html>